

# 平成 31 年 第 3 回 多治見市教育委員会会議録

(要点筆記)

開催日時 平成 31 年 3 月 5 日 (火) 午後 2 時 00 分 開議

開催場所 多治見市役所駅北庁舎 4 階 災害対策本部室

出席委員

教育長 渡辺哲郎

教育長職務代理者 木下貴子

委員 中澤香代

委員 前田市朗

委員 大嶽和好

欠席委員 なし

教育委員会事務局・その他の機関の長等出欠表

あらかじめ出席要請した管理職員

出欠	補職名	氏名	欠席理由
出	副教育長	鈴木稔朗	
出	教育次長	木股一郎	
出	教育総務課長兼文化財保護センター所長	佐藤秀樹	
出	教育推進課主幹	東山学史	
出	教育研究所長	熊崎健一	

出欠	補職名	氏名	欠席理由
出	大畑調理場長兼共栄調理場長	谷口幹夫	

上表欠席職員の代理出席者：なし

説明のため出席した者：なし

会議の傍聴人：なし

会議を早退した者：なし

会議の公開、非公開：一部非公開

付議番号	案 件 名	所管課	結 果
議第10号	多治見市文化財審議会委員の委嘱について	文化財保護センター	原案承認
議第11号	多治見市陶磁器等資料収集鑑査委員会委員の委嘱について	文化財保護センター	原案承認
議第12号	平成31年度幼児教育指導の方針と重点を定めるについて	教育研究所	原案承認
議第13号	平成31年度小・中学校教育の方針と重点を定めるについて	教育研究所	原案承認
議第14号	平成31年度多治見市立小・中学校教職員の人事異動内申について	教育推進課	原案承認

**開 会**

午後 2 時 00 分 教育長が本日の委員会会議の開会を宣言

**議 事**

- 教育長 日程第 1、本会議の公開又は非公開の決定について、事務局に説明を求める。
- 事務局 本日の会議については、議第 10 号 多治見市文化財審議会委員の委嘱について」「議第 11 号 多治見市陶磁器等資料収集鑑査委員会委員の委嘱について」「議第 14 号 平成 31 年度多治見市立小・中学校教職員の人事異動内申について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項“人事・その他の事件”に該当、及び多治見市教育委員会会議規則第 10 条の規定により、非公開とすることについて、審議願う。
- 教育長 事務局の説明のとおり「議第 10 号 多治見市文化財審議会委員の委嘱について」「議第 11 号 多治見市陶磁器等資料収集鑑査委員会委員の委嘱について」「議第 14 号 平成 31 年度多治見市立小・中学校教職員の人事異動内申について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項“人事・その他の事件”に該当、及び多治見市教育委員会会議規則第 10 条の規定により、非公開とすることについて、異議はないか。
- 各委員 異議なし。
- 教育長 異議がないので、「議第 10 号 多治見市文化財審議会委員の委嘱について」「議第 11 号 多治見市陶磁器等資料収集鑑査委員会委員の委嘱について」「議第 14 号 平成 31 年度多治見市立小・中学校教職員の人事異動内申について」非公開とすることに決する。

**議第 10 号 非公開**

**議第 11 号 非公開**

**議第 12 号 公開**

- 教育長 それでは、日程第 4、議第 12 号 平成 31 年度幼児教育指導の方針と重点を定めるについて、事務局に説明を求める。
- 熊崎教育研究所長 平成 31 年度幼児教育指導の方針と重点を定めるについて、資料により説明。
- 教育長 何か質問はあるか。
- 前田委員 幼稚園教諭も時間外勤務が多いのか。働き方改革をどんどん推進しなければいけない状況なのか。
- 熊崎教育研究所長 働き方改革のメインは小中の教職員である。幼稚園教諭の教育活動の中では「多治見市教職員の働き方改革プラン 2019」を踏まえた表記になっている。同じ視点で業務に取り組んでいただく。保護者と深く関わる難しさもあるでしょうし、一概に時間だけのことではない。教員と同様大変な仕事をしていると認識している。
- 教育長 他に質問はあるか。なければ「異議なし」として、原案どおり承認してよいか。

各委員 よい。

教育長 では、議第 12 号 平成 31 年度幼児教育指導の方針と重点を定めるについて、原案どおり承認することとする。

### **議第 13 号 公開**

教育長 それでは、日程第 5、議第 13 号 平成 31 年度小・中学校教育の方針と重点を定めるについて、事務局に説明を求める。

熊崎教育研究所長 平成 31 年度小・中学校教育の方針と重点を定めるについて、資料により説明。

教育長 何か質問はあるか。

木下委員 学校経営④ コンプライアンスの意識の向上の具体的なものは何か。「全教育活動を通して、特に配慮したいこと」の中で、「主権者・消費者としての自覚・・・」とあるが、どのあたりを意識されているか教えてほしい。

鈴木副教育長 校長会・教頭会を通じて、県のコンプライアンスハンドブックや時事的な事件を元にした資料を使用して、自分のこととして職場で研修するよう依頼している。

熊崎教育研究所長 文部科学省や県教委は主権者教育と消費者教育を一緒にやる方向。東濃教育事務所からの資料では「この 2 つを関係部局と連携して教育の充実を図っていく。」と示されている。私は、消費者教育はネットで高額な商品を購入させられるケースがあり、大人だけのことではなく子どもの身近なこととして迫っており、そういうことにきちっと対応できる、そういう社会に生きていける子どもを育てるということが、昨今特に注目されていると理解している。

中澤委員 小学校外国語教育の中で、④主たる授業者（T1）の指導力向上とALTの有効活用とある。具体的にどのように展開していくのか。また、この教育指導の方針と重点は各学校でどのように利用されるのか。

熊崎教育研究所長 昨年度から外国語主任担当者研修を実施しているおり、理論的なことから授業研究までやってきた。平成 31 年度もこれを継続していきたい。教育研究会の部会においても、自信を持ち、新教材を使って授業ができるように準備している。

大嶽委員 研修の項目「⑤一人一人の特性や教育的ニーズへの対応力を高めるための研修」と中の「一人一人」とは児童・生徒のことによいか。

熊崎教育研究所長 児童・生徒のことである。

教育長 他に質問はあるか。なければ「異議なし」として、原案どおり承認してよいか。

各委員 よい。

教育長 では、議第 13 号 平成 31 年度小・中学校教育の方針と重点を定めるについて、原案どおり承認することとする。

### **議第 14 号 非公開**

教育長

これにて平成 31 年第 3 回教育委員会会議を閉会とする。

閉 会

午後 3 時 30 分